

廃炉発官R2第261号
令和3年2月17日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴い、下記の通り変更を行う。
併せて、工業標準化法の改正に伴う記載の適正化を行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2.15 放射線管理関係設備等

本文

- ・変更なし

添付資料-2

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う周辺監視区域境界の変更

2.41 放射性物質分析・研究施設第1棟

本文

- ・工業標準化法の改正に伴う記載の適正化

III 特定原子力施設の保安

第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第57条, 第60条

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

附則

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (1 / 2)

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2 / 2)

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階
・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第98条, 第101条

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

附則

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (1 / 2)

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2 / 2)

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

第3編 (保安に係る補足説明)

3 放射線管理に係る補足説明

3.1 放射線防護及び管理

3.1.2 放射線管理

本文

・放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う周辺監視区域境界の変更

以上